

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

警視庁サイバー犯罪対策課

条例に基づいた正しい本人確認について

条例違反の事例です。本資料を活用し、条例の遵守に努めてください。

社員証

顧客に本人確認書類の提示を求めたところ、住所の記載のない社員証の提示を受けた。

そこで、顧客からガス料金の領収書の提示を受けて現住所を確認した。



社員証は本人確認書類ではない

社員証は本人確認書類になりません。

公共料金の領収書（電気、ガス、水道等）は、運転免許証など規定の本人確認書類で現住所が確認できない場合のみ補助書類として使用できます。

よって、社員証でインターネット端末を提供することはできません。

在留期間 90 日の旅券

顧客に本人確認書類の提示を求めたところ、住所の記載のない旅券の提示を受けた。

そこで、旅券に貼付された上陸許可証印を確認したところ、在留期間90日の短期滞在であったことから住所の代わりに旅券番号を確認した。



国籍の確認をすること

日本に住居を有しない外国人で、在留期間が90日を超えず、かつ、旅券・乗員手帳で本国の住居を確認できない顧客は、旅券により国籍及び旅券番号を確認します。

よって、インターネット端末を提供するに当たっては、旅券番号のみでなく、国籍の確認もしなければなりません。

住所欄が空欄の在留カード

顧客に本人確認書類の提示を求めたところ、住居地欄に「未定」と記載された在留カードの提示を受けた。



現住所の確認が必要

条例で定められている本人確認書類の提示を受けても、記載されている住所が現住所と異なる場合や住所欄が空欄の場合は、住所を確認したとはいえ、インターネット端末を提供することはできません。

この場合、補助書類として公共料金の領収書等により現住所の確認をしなければなりません。